

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

社会福祉法人相和会

すべての職員が活躍でき、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備することにより、その有する能力を十分に発揮できるようにするために、以下のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2、目標と取組内容、実施時期

【目標1】

正職員以外として採用された職員に対して、正職員任用制度（就業規則第7条）の周知徹底を図り、毎年1人以上の正職員任用を目指す。

【取組内容】

- 令和7年4月～ 対象職員に対して、正職員任用制度についての説明を実施
- 令和7年4月～ 対象職員の希望を踏まえたうえで、随時、選考を実施

【目標2】

年次有給休暇の年間平均取得日数を14日にする。

【取組内容】

- 令和7年4月～ 有給休暇の取得状況及び職員の意識を把握する
- 令和7年7月～ 有給休暇取得に関する社内周知の実施
- 令和7年10月～ 計画的な有給休暇の取得に向けた業務の分担を進める

〈 計画策定 令和7年3月31日 〉